

特定非営利活動法人 太宰府障害者団体協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、 特定非営利活動法人 太宰府障害者団体協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 福岡県太宰府市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児者やその家族、他の支援を必要とする人々に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行なう。

- ① 障害児者および高齢者の自立生活、社会参加、就学、就労に関する支援事業
- ② 障害児者および高齢者の権利を守る事業
- ③ 福祉に関する相談（ピアカウンセリングを含む）事業
- ④ 福祉に関する情報、資料の収集、調査、提供事業
- ⑤ 在宅福祉サービス（精神障害者のホームヘルプを含む）
- ⑥ 福祉用具の回収、補修、再利用をはかる事業
- ⑦ 障害児者および高齢者の政策に関する提言事業
- ⑧ 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
- ⑨ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ⑩ 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の受託
- ⑪ 福祉に関する人材育成事業
- ⑫ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員・・・この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員・・・この法人の事業を援助・後援するため入会した個人又は団体